

松本市松原第6町会役員報奨規定

第1条 松本市から会長個人に直接支払われる「単位町会長報奨費」及び衛生部長個人に直接支払われる「衛生部長報奨費」（以下、合わせて「報奨費」という）において、支給される金額のうち、単位町会加入総世帯数に一定額を乗じて算出される金額（以下「世帯割」という）についてはその全額を町会会計に繰り入れるものとする。

2 前項の報奨費のうち、世帯数に関係なく定額で支払われる均等割については会長及び衛生部長の個人所得とする。

3 報奨費は支給年度の3月末日までに本人個人口座に振込まれるので、会長及び衛生部長は、振込みを確認したら世帯割を翌年度4月速やかに会計に提出し、会計はこれを町会口座に入金するものとする。

第2条 松本市松原第6町会規約施行規程第23条による役員等の報奨の金額は、以下による。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 会長 | 10,000円 |
| (2) 副会長 | 10,000円 |
| (3) 会計 | 10,000円 |
| (4) 監事 | 5,000円 |
| (5) 班長 | 5,000円 |
| (6) 専門部長 | 5,000円 |
| (7) 副班長 | 5,000円 |

2 副班長の報奨は、副班長を役員に指定する令和8年度から2年間とする。

第3条 この規定の変更は、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改定規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改定規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改定規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この改定規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この改定規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この改定規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改定規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改定規程は、令和 8 年 4 月 1 2 日から施行する。